

## 学校感染症による登園停止について

学校感染症に罹患している場合、学校保健安全法第19条の規定により登園停止となりますので、医師の許可があるまで、幼稚園を休ませてください。

病気が治った時には、下記の治癒証明書を主治医に記入していただき、登園する日に持参してください。(インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は、別の報告書になります)  
なお、感染予防のため、園長の指示で登園停止となつた場合は、欠席扱いにななりません。

### 【感染症名と登園停止期間のめやす】

感 染 症 名	登 園 停 止 の 期 間
百 日 咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻 瘡（はしか）	解熱した後3日間を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風 瘡	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
結 核	医師が感染のおそれがないと認めるまで

※は、保護者が記入してください。

### 治 癒 証 明 書

(認) 樹徳幼稚園

※ 組 氏名

上記の者は、学校感染症の（ ）が、治癒しましたので

月 日より登園してよいことを、証明します。

※園記入：出停期間（ 月 日 ~ 月 日まで）

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印